

## 山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

### (補助対象設備)

第3条 要綱第3条に規定する「補助対象設備」とは、別表第1に定めるものとする。

### (補助金額等)

- 第4条 家庭用蓄電池に係る補助金額は、蓄電容量（kWh表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てた値）に1万2千5百円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。
- 2 太陽熱利用給湯システム（分離型（強制循環型））に係る補助金額は、集熱面積（ $m^2$ 表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てた値）に1万2千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。
  - 3 太陽熱利用給湯システム（一体型（自然循環型））に係る補助金額は、集熱面積（ $m^2$ 表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てた値）に5千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。
  - 4 太陽熱利用空調システム及び地中熱利用システムに係る補助金額は、延床面積（小数点以下は切り捨てた値）に0.8千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。
  - 5 ペレットストーブに係る補助金額は、暖房出力（kW表示とし、小数点以下第1位未満は切り捨てた値）に5千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。
  - 6 家庭用燃料電池（エネファーム）に係る補助金額は、定額3.8万円とすること。
  - 7 補助金の交付の対象となる経費は、別表第2に定めるところとする。

### (補助金の交付)

第5条 補助金の交付を受けることができる回数は、同一の住宅の同一の設備につき1回とする。

### (事業効果の把握)

第6条 補助事業者は、県が事業の実施による温室効果ガスの削減量等を把握しようとするとき、県の求めに応じて、これらの情報を県に報告するものとする。

### (書類の提出方法)

- 第7条 書類の提出は、県が別に定める受付窓口団体あてに持参、又は郵送等（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）により行うものとする。
- 2 規則及び要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 補助対象設備 |  |
|--------|--|
| 1      | <p>家庭用蓄電池（太陽光発電システムと連携するもの）<br/>太陽光発電システムにより発電した電気を定置用リチウムイオン蓄電池に蓄電し、住宅の電気に利用するシステムであるもの。</p>  |
| 2      | <p>太陽熱利用給湯システム<br/>分離型：太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制循環させるシステムであるもの。<br/>一体型：太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで貯湯部分と集熱器部分が一体となった自然循環型のシステムであるもの。</p> |
| 3      | <p>太陽熱利用空調システム<br/>太陽熱エネルギーを集熱器に集めて住宅の空調等に利用するシステムであるもの。<br/>なお、設置住宅の延床面積が75㎡以上であること。</p>  |
| 4      | <p>地中熱利用システム<br/>年間を通して安定した温度の地中熱を熱源とし住宅の空調等に利用するシステムであるもの。なお、設置住宅の延床面積が75㎡以上であること。</p>  |
| 5      | <p>ペレットストーブ<br/>木質ペレットを熱源とし住宅の暖房等に利用するシステムであるもの。</p>   |
| 6      | <p>家庭用燃料電池（エネファーム）<br/>都市ガス、LPガスから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の熱を給湯等に利用するシステムであるもの。</p>   |

別表第2（第4条関係）

| 補助対象経費 |             |     |  |
|--------|-------------|-----|--|
| 経費区分   |             | 内 容 |  |
| 設計費    | 設計費         | 設計費 | 基本設計、実施設計に要する費用  |
|        |             | 監理費 | 工事監理に要する費用   |
| 工事費    | 本工事費（直接工事費） | 材料費 | 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。 |
|        |             | 労務費 | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施                       |

|             |       |   |
|-------------|-------|---|
|             |       | 可能な単価とすること。   |
|             | 直接経費  | 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。<br>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）<br>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）<br>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））                     |
| 本工事費（間接工事費） | 共通仮設費 | 次の費用をいう。<br>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用<br>②準備、後片付け整地等に要する費用<br>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用<br>④技術管理に要する費用<br>⑤交通の管理、安全施設に要する費用   |
|             | 現場管理費 | 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。  |
|             | 一般管理費 | 請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。   |
| 付帯工事費       |       | 本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。  |
| 機械器具費       |       | 事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。  |
| 測量及び試験費     |       | 事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 |

|     |     |  |   |
|-----|-----|--|---|
| 事務費 | 事務費 |  | 事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費で知事が承認した経費とする。 |
|-----|-----|--|---|